

第 6 回東京規約締約国委員会会合・第 5 回 APNNIC 会合が開催されました

令和 7 年 11 月 17 日（月）から 19 日（水）にかけて、タイ・バンコクにおいて高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）の第 6 回締約国委員会会合及び第 5 回アジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）会合が開催されました。

今回の会合は、東京規約の前身である「アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の認定に関する地域条約（通称：バンコク規約）」の第 19 回締約国委員会会合と併催されました。両規約の締約国のほか、オブザーバー参加の非締約国を含め、27 か国から約 60 名が参加しました。当高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）からは森センター長、同センター職員 1 名が APNNIC 加盟機関として参加しました。

東京規約締約国委員会は同規約の締約国が、規約の実施を監督、促進し、円滑にするための組織であり、委員会会合は第 1 回会合から 5 年間は毎年、それ以降は少なくとも 3 年ごとに開催されることとなっています（第 9.1 条、第 9.2 条）。前回会合（令和 5 年）において今後は 2 年ごとに開催することが決定したため、今回の開催の運びとなりました。一方、APNNIC は、東京規約の実際的な実施を支持し、支援するために同規約に基づき設立された各国の国内情報センター（NIC）のネットワークであり、毎年会合することとなっています（第 9.3 条）。

東京規約締約国委員会会合では、ユネスコバンコクより、これまでに開催した対面イベントやウェビナーシリーズ、APNNIC ポータルの更新（<https://apnnic.net>）について報告があったほか、過去 20 年間で学生の国際的な移動（流動性）が世界全体で約 3 倍に増え、そのうち約 20%がアジア太平洋地域出身者であったこと等について言及がありました。また、マイクロクレデンシャル、AI 技術の活用と課題、教育資格に関する詐欺（教育詐欺）、関係機関との協働の重要性に関するパネルディスカッションの他、オブザーバーを含む参加者全員で 2030 年に向けた東京規約ロードマップ改善のためのグループ・ディスカッションが行われました。

APNNIC 会合では、教育詐欺に対する実務に関するテーマ別発表セッションにおいて森センター長が司会進行を務めました。また、各国の資格承認に関する最新状況を共有するセッションにおいては、令和 7 年 3 月に文部科学省に承認された日本の教育資格枠組みを紹介しました。さらに、難民の資格承認や国境を越えた教育のセッションでは現状の課題と今後の協力の必要性が議論されたほか、APNNIC アクションプラン更新のため参加者全員によるグループ・ディスカッションが行われました。

会合の終わりには、委員会及び APNNIC の次回会合終了までの 2 年間を任期とする次期議長団が選出され、日本は第二副議長の役割を担うこととなり、議長の中華人民共和国、第一副議長の大韓民国、報告者（ラポルトワール）のニュージーランドとともに、引き続き活動を進めていくことが確認されました。